令和6年度第7回総会(月例)議事録

日時	令和6年10月28日(金) 午前10時開会
場	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員(18名)	上入來 幸一(会長) 仮屋 幸孝(会長代理) 弟子丸 宗一(運営委員) 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 桃榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員(1名)	上四元 正昭
事 務 局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 濵畑、陣ケ尾、山下、山﨑、山中、小村、児之原、栗須 専門員 髙山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邉、真方、福元 主 査 上﨑 主 任 矢崎、米倉
農政総務課	主査神崎技師井手
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第5条許可申請に関する件 3 非農地認定に関する件 4 農用地利用集積計画に関する件 5 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 6 農業振興地域整備計画変更(編入)に係る意見書に関する件 7 相続税の納税猶予に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件 9 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件
報告事項	 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 6 農地パトロールの結果について

開 会(午前10時)

議

長

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第7回総会を開催いたします。

まず、事務局から連絡事項があります。

伊敷支局

資料の修正をお願いいたします。

議題4.「農用地利用集積計画に関する件」15ページ、番号3につきまして、 現況地目の樹園地を全て畑に修正をお願いいたします。

事 務 局

資料の修正をお願いいたします。

議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」4ページ、番号14及び、議題2. 「農地法第5条許可申請に関する件」9ページ、番号15、こちらにつきましては、書類に不備がございまして差し替えの処理が生じたことから、今回については保留にするため、こちらの件は削除をお願いします。

また、これによりまして、議案書表紙の議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」の件数が14件から13件に、議題2.「農地法第5条許可申請に関する件」の件数が15件から14件になりますので、修正をお願いいたします。

農政総務課

資料の修正をお願いいたします。

別冊資料4 議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」2ページ、農用地利用集積等促進計画一覧表、番号6から16の終期をR9年11月30日からR14年4月30日に修正をお願いいたします。

それに伴いまして、8ページから13ページの終期も、R9年11月30日からR14年4月30日に修正をお願いいたします。

議長

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、上四元委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよ ろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、園山委員、横峯委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせします。

議題1「農地法第3条許可申請に関する件」、議題4「農用地利用集積計画に関する件」、議題7「相続税の納税猶予に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

	議題
	議題1. 農地法第3条許可申請に関する件
	1ページ~4ページ 13件
議長	それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたし ます。
	4ページ、番号13号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。
	従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、 その間に審議し、再び着席していただくことにします。 13番委員におかれましては、離席をお願いします。
	(13番委員離席後)
	それでは、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号1号、申請理由:贈与、受贈、権利の種別:所有権移転、贈与。 以上です。
議長	ただいま、調査員から説明がありました。
	別冊資料1の25ページにありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。
	これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
	〔「異議なし」の声あり〕
	それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」番号13号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
	残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお 願いします
	(13番委員着席後)
	それでは、審議に戻ります。
	まず、本局、2番委員お願いします。

2	番	委	員	ご報告します。 番号1号、申請理由:贈与、受贈、権利の種別:所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、本人および農業に従事する世帯員 に15年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議			長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9	番	委	員	ご報告します。 番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、30年以上の耕作経験があること から、新規就農には該当しません。 番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議			長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1	3 看	番 委	員	ご報告します。 番号5号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議			長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6	番	委	員	ご報告します。 番号6号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号7号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議			長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1	1	番 委	員	ご報告します。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議			長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7	番	委	員	ご報告します。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。

議長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号10号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足して説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、20年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号12号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
	議題2. 農地法第5条許可申請に関する件
	5ページ~9ページ 14件
議長	次に、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員

ご報告します。

番号1号、用途・施設:住家1棟78.25㎡、庭敷地等144.75㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東・南…渡人畑、西…農道、渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別:所有権移転、売買。

番号2号、住家1棟65.73㎡、通路60.24㎡、庭敷地等148.03㎡、東…宅地、私道、西…農道、渡人畑、南…宅地、北…宅地、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号3号、住家1棟96.88㎡、庭敷地等198.12㎡、東・西…宅地、南…里道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号4号、資材置場290.00㎡、駐車場200.00㎡、東…渡人畑、西・南…他人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。番号5号、住家1棟114.27㎡、庭敷地等516.73㎡、東・南…他人畑、西…里道、渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

この件について、補足して説明します。

一般住宅建築に伴う転用面積の上限 500 ㎡を超過していますが、申請地の南側が崖地になっており、がけ地後退に伴う有効面積は 499.99 ㎡であることから、今回の転用はやむを得ないと判断しました。

番号6号、貸資材置場606.73㎡、通路415.73㎡、緩衝地等 308.10㎡、東・南…宅地、原野、西…里道、宅地、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、所有権移転、売買。

番号7号、宅地分譲2区画556.00㎡、東…農道、西…他人畑、南…市道、 北…里道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁 雨水…農道側溝 汚水…合併 浄化槽、所有権移転、売買。

以上です。

議

長

次に、吉野、6番委員お願いします。

6 番 委 員

ご報告します。

番号8号、住家1棟172.65㎡、庭敷地等272.35㎡、東…市道、西…他人畑、南…雑種地、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号9号、住家1棟75.77㎡、庭敷地等78.23㎡、東・南…宅地、西…貸人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。

この件について、補足して説明します。

雨水は、隣接する貸人の義母が所有する宅地を経由して、市道側溝に流します。 番号10号、住家1棟100.20㎡、庭敷地等176.80㎡、東…私道、 西…他人畑、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄 化槽、所有権移転、売買。

番号11号、住家1棟40.57㎡、庭敷地等430.78㎡、東…他人畑、西…宅地、里道、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。

番号12号、住家1棟119.06㎡、通路30.00㎡、庭敷地等 133.94㎡、東…雑種地、渡人畑、西・南…渡人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号13号、住家1棟67.45㎡、庭敷地等422.55㎡、東…渡人畑、西…市道、南・北…宅地、他人畑、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。以上です。

議

長

次に、松元、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員

ご報告します。

番号14号、宅地分譲3区画667.00㎡、東…里道 西・南…渡人畑、北…県道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

以上です。

議 長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、 第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

	議題3. 非農地認定に関する件 10ページ~12ページ 10件
議長	**
2 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果: 孟宗竹自然繁茂、約80年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果:雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号2号、調査結果:2517、2559:孟宗竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。2647-1:車庫1棟、40年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果:倉庫1棟、50年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号5号、調査結果:ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号6号、調査結果:唐竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号7号、調査結果:杉、唐竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号8号、調査結果:1988:住家1棟、21年経過、現況宅地。1988 -3:住家1棟、54年経過、現況宅地。 番号9号、調査結果:通路として31年経過、現況道路。 以上です。
議長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号10号、調査結果:雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。

議	長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。
		これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
		[「異議なし」の声あり]
		それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「非農地認定に関する
		件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
		議題4.農用地利用集積計画に関する件
		1 3ページ~2 2ページ 1 6件
議	長	次に、議題4「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。
		22ページ、番号16号につきましては、19番委員自身が申請人となってい
		る案件でございます。
		従いまして、19番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31
		条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、
		その間に審議し、再び着席していただくことにします。
		19番委員におかれましては、離席をお願いします。
		(10亚禾早附安徽)
		(19番委員離席後)
		てれては、番々10分につきよして、事物向かり成物をお願いしより。
事	 務 局	それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。
7	1)J /HJ	22ページをご覧下さい。
		番号16号、2筆で、地目:畑、面積4,237.00㎡、権利の種類:使用
		貸借権、設定期間10年、区分:新規。
		令和6年10月31日公告予定です。
		これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
ĺ		

と考えます。 以上です。

議

長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」番号 1.6 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

残りの案件の審議に入ります前に、19番委員におかれましては、ご着席をお 願いします。

(19番委員着席後)

それでは、審議に戻ります。

残りの15件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局

資料の13ページをご覧下さい。

「議案第4号」、令和6年10月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。

右側の一番下になります。

賃貸借権11件、22筆、18,981.21㎡、使用貸借権5件、6筆、8,889.00、合計16件、28筆、27,870.21㎡です。

議案書の14ページから22ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。

これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

	1	議題5.農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件
		別冊資料2 1件
議	長	次に、議題 5 「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」
		を審議します。別冊資料2です。
		それでは、松元、17番委員お願いします。
1	7番委員	ご報告します。2ページです。
		3. 変更後の用途、資材置場
		4. 現況、申出地は、上谷口町三反地区にあり、松元支所から南東へ約1. 4
		kmに位置し、東・北側は他人畑、西・南側は用悪水路に接している。
		5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調
		書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、
		計画変更はやむを得ないものと思われる。
		転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。
		以上です。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。
	• •	これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
		[「異議なし」の声あり]
		それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農業振興地域整備計
		画変更(除外)に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承
		認することに決定いたします。
		puly sociation in the control of the
	 ಪ	」 議題6.農業振興地域整備計画変更(編入)に係る意見書に関する件
	h	別冊資料2 1件
議	長	
-3~		を審議します。別冊資料2です。
		それでは、郡山、19番委員お願いします。

1 9 番委員

ご報告します。6ページです。

- 3. 編入後の用途、農地(田)
- 4. 現況及び理由、申出地は、郡山支所から西へ約2. 3 k mに位置する、郡山岳町上宮田地区及び郡山支所から南西へ約3 k mに位置する、西俣町山口田地区である。

編入理由は、別紙調書のとおりで、土地改良事業の導入に伴う水田へのパイプライン化等を行うことで耕作者の生産効率の向上や、担い手への農地の集積、高収益作物の導入を目的とした農業競争力強化農地整備(農地整備中山間地域型)郡山地区を実施するために農用地区域に編入しようとしているものである。

5. 農業委員会の意見、当該地を農用地区域に編入することについては、事業の実施により、耕作者の生産効率の向上や、担い手への農地の集積、高収益作物の導入を目的とするために行われるものであるため、特に問題はないと思われる。なお、農用地区域編入後は、良好な農地として十分活用してください。以上です。

議長

ただいま、調査員から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農業振興地域整備計画変更(編入)に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

議題7. 相続税の納税猶予に関する件 23ページ 1件

議

長

次に、議題7「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。

この件につきましては、15番委員自身が、申請人となっている案件でござい ます。

従いまして、15番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。

15番委員におかれましては、離席をお願いします。

(15番委員離席後)

それでは、吉野、6番委員お願いします。

6 番 委 員

23ページをお開きください。

相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。

相続開始年月日は、平成24年3月1日でございます。

申請人は被相続人の子でございまして、今回が5回目の発行でございます。

申請は、令和6年9月27日に提出され、10月16日に26番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。

今回、調査いたしました申請農地は、全て畑でありました。

番号1から3は続き地で、ハウスに、ほうれん草・ニンジン・水菜が作付され、また、露地には白菜・里芋・キャベツが作付されておりました。

番号4には、さつまいもが作付され、ブロッコリー・キャベツ・ダイコンを作付予定でした。

番号5は、ハウスに、春菊が作付され、ブロッコリーの育苗予定でした。

番号6は、ハウスに、ほうれん草が作付されておりました。

従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。

以上です。

議 長

ただいま、調査員から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「相続税の納税猶予に 関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。

次の案件に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお願いします。

(15番委員着席後)

議題8. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料3 3件

議

長

次に、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。

それでは、農政総務課から説明をお願いします。

農政総務課

議題8「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。

別冊資料3の1ページをご覧ください。

今回は新規が2件、変更が1件でございます。

新規の2件につきましては、それぞれの農林事務所から説明をお願いします。

谷山支局主任

それでは、3ページです。

地域名 五ヶ別府町(炭床)

谷山地域の北部に位置しております。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の地域の状況

区域内の農用地等面積7.96haで、全て畑となっております。

(2) 地域農業の現状及び課題

農地は狭小であり、主に直売所向けや自家用の露地野菜を栽培していております。また、担い手がいないことから。遊休農地の増加が懸念されております。かん施設が整備されておりますが、施設が古いことから主膳が必要なってきます。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標
 - (1)農用地の効率化かつ総合的な利用に関する方針

現在、ほとんどの耕作者が現状維持の意向を示しているが、高齢化により離農する可能性が高く、そのような農地は、地域外の多様な経営体に農業生産を大なってもらう。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 0% 将来の目標とする集積率 40.0%

次に、4ページです。

- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置
 - (1)農用地の集積、集団化の取組

今後は高齢化等により、離農者が増える事が予想されることから、近くの耕作者に集積させていくが、地域外からも入作を促進する。

(4) 多様な経営体の確保。育成の取組

地域内外から担い手になりうる多様な経営体を募り、関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。

次に、6ページです。

- 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)
- 25経営体を入れてあります。ただ、認定農業者と担い手がいない状況になっていますので、認定農業者等を入れていきたいと思います。

以上です。

東桜島支局主任

それでは、9ページです。

地域名 東桜島2 (塩屋元、宇土、浦之前、園山、高免、白浜)

この地域は東桜島地区の東部から北部に位置し、黒神町の塩屋元、宇土集落、 高免町の浦之前、園山、高免集落、白浜町の一部集落を加えた6集落により構成 されております。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の地域の状況

区域内の農用地等面積17.53haで、全て畑となっております。

(2) 地域農業の現状及び課題

カンキツやビワなどの果樹栽培が主で、椿油の生産や畜産も行われております。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標
 - (1)農用地の効率化かつ総合的な利用に関する方針

熟練農業者から経験の少ない農業者への技術継承を積極的に行うこととし、担い手への農地収益を進めつつ、農業を担う者の農地利用の推進や新規就農者の受け入れにより遊休農地発生防止を進めることとしております。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 5.2% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、10ページです。

- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置
 - (1)農用地の集積、集団化の取組

認定農業者及び新規就農者、規模拡大希望の生産者の農地周辺に集約化を進める。

(4) 多様な経営体の確保。育成の取組

新規就農者・後継者を積極的に受け入れ、農業技術を継承し、関係機関との連携を図り、先例事例などの情報を収集に取り組みこととします。

次に、11ページです。

- 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)
- 55経営体で、うち認定農業者が3経営体なっております。 以上です。

農政総務課

引き続き、16ページです。

変更についてです。伊敷町(田入道、七窪)地域です。

17ページをご覧ください。

変更前に変更箇所を入れたものです。

右上は、地域計画への編入で、下田町2411外7筆が編入となります。 左下は、担う者の変更で、下伊敷町1514-4外1筆が担う者の変更となります。

以上です。

議		長	ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり]
			それでは、事務局として何か意見がありますでしょうか。
事	<u>務</u>	局	今回新たに策定する2件につきましては、制度の周知徹底を十分に図ることということで農業委員会の意見として述べさせていただききたいと思います。 変更につきましては、特に意見はございません。 以上です。
議		長	それでは、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」3件につきましては、 原案どおり決定いたします。
			なお、3件のうち今回新たに策定する2件については、「制度の周知徹底」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。
			[「異議なし」の声あり]
			それでは、そのようにすることといたします。
			議題9.農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件
議		長	別冊資料4 3件 次に、議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議し
时发		X	ます。別冊資料4です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。
農政	女総務	課	議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。 別冊資料4の1ページをご覧ください。 農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画(案)を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。 2ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画一覧表になります。 この一覧表に載っている農地は、先程、農地バンクと契約をしていた農業者の規模縮小に伴い、合意解約をした農地16筆、13,782.00㎡について、3名の方に耕作者変更するものとなっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから14ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。

議 長 ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

				報告	事	項
				1. 法務局から照会のあった		ついて
				2 4ページ~2 6		
議			長		· · ·	況について」
				まず、谷山、9番委員お願いしま	す。	
	ΔŪ.	∓	旦	報告します。24ページです。		
9	甾	安	員	報告しまり。24ページでり。 照会日:令和6年10月10日、	1月21日 ・ 北黒州	調本は里・該地戸古街ル調敷
				区域内にあり、現況非農地である。	先仇 ,	明且相木・欧地は川均旧明宝
				処理状況:令和6年10月21F	鹿児島地方法	※ 高へ報告済
				次に、25ページです。		
				照会日:令和6年10月10日、	現況:農地、調	査結果:該地は市街化調整区
				域内にあり、現況農地である。		
				処理状況:令和6年10月21日	鹿児島地方法	務局へ報告済。
議			長	次に、喜入、7番委員お願いしま	きす。	
7	畨	委	員	17.74		
				照会日:令和6年10月10日、		
				定めがある都市計画区域内にあり、 処理状況:令和6年10月21日		=
				处理状况:节和0年10月21 	1 庞元岛地刀伍	7伤月,一致口伤。
					 する報告につい [~]	
				2 7ページ~2 8~	ページ 8件	
				3. 農地法第4条・5条届出専決に	関する報告につい	ハて
				2 9ページ~3 5~	ページ 17件	
				4. 農用地利用集積等促進計画に関		C
			=	3 6ページ~3 7~		HH 1-7 +11 4-1
議			長	次に、報告事項2「農地法第3条		
				│ 報告事項3「農地法第4条・5年 │ 報告事項4「農用地利用集積等値		
				報日事頃4 「展用地利用果頓等版 それでは、事務局の報告をお願し		
				CAUCIA, FIADINOTER II E AUMAN		
事		女	局	27ページをお開き下さい。		
				報告事項2「農地法第3条の3届	出専決に関する	報告」の集計表です。
				この専決処理は、農地等について	て相続などで権利]の取得があった場合は、市町
				村の農業委員会に届出を要するもの	で、今回の届出	は8件です。
				登記地目別では、畑31筆、21	, 627.00	m ² となっております。取得し
				た事由別数は、相続が8件。権利の	種別は、所有権	が8件。農業委員会によるあ
				っせん等は、有が2件、無が6件と		
				28ページは、農地法第3条の3	関係の内容です	• •
				お目通しをお願いいたします。		

事 次に、29ページをお開き下さい。 務 報告事項3「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処 理しましたものです。 第4条関係では、一般住宅1件となっております。 第5条関係では、上から順に一般住宅が11件、駐車場、資材置場が各1件、 店舗等が3件、合計16件となっております。 30ページは、4条関係1件、31ページページから35ページは、5条関係 16件の内容です。お目通しをお願いいたします。 事 務 次に、36ページをお開き下さい。 局 報告事項4「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」です。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、 審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 使用貸借権2件、4筆、2,239.00㎡です。 37ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 145件 次に、報告事項5「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関す 議 長 る報告について」別冊資料5です。 それでは、事務局の報告をお願いします。 報告事項5「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告 事 務 について」報告いたします。 別冊資料5をご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計145筆の非農地判断を実施して頂いておりま す。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を 送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。 6. 農地パトロールの結果について 別冊資料6 別冊資料6です。8月から9月に実施しました農地パトロールの結果の報告で 事 務 局 ございます。 1ページ、2ページが、農地パトロールの結果で、無断転用はなしという報告 をされております。 3ページ、4ページにつきましては、農地利用変更届出の案件につきまして、 現地確認をしていただいております。 報告内容については、お目通しください。 以上です。

議	長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了:午前10時40分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事	務	・令和6年度第7回総会(月例)開催日時は、 11月27日(水)午前10時開会 教育総合センター3階 青年会館 総会終了後、県外視察研修の説明を開始いたします。 研修参加者予定者の皆様は、引き続き、この会場でお待ちください。 準備が整い次第開始いたします。
議	長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会 (午前10時45分)